

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第16号

答申番号：令和4年度答申第16号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護費返還処分）は、次の理由により違法又は不当であり、取り消されるべきである。

(1) 請求人が保有する請求人名義の複数の銀行口座（以下「本件各銀行口座」という。）に係る未申告の入金のうち、返還額から控除されなかったもの（以下「本件収入」という。）は、全てインターネット上のフリーマーケットで動産を売却したことによる収入であり、このような方法による入金届出が必要であるとの説明を処分庁の職員から受けていなかったこと。

(2) 本件収入には、詐欺被害に遭ったことにより、自身が関与せずに入出金されたものが含まれていること。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、次の理由により、違法又は不当な点はない。

(1) 処分庁は、請求人に対し、「保護のしおり」を交付し、あらゆる収入について申告の義務があることを説明していることから、動産を売却した収入は申告の必要がないという請求人の主張には理由がないこと。

(2) 処分庁は、本件各銀行口座について、自身が管理し使用している銀行口座であるとして請求人が処分庁に申告していること、日常的な活用が認められること等から、請求人が本件各銀行口座の実質の権利者であり、本件収入は請求人の預貯金であると認定し、請求人が生活保護法（以下「法」という。）第61条の届出の義務を怠り、資力があるにもかかわらず保護を受けたものとして原処分を行ったこと。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 処分庁は、請求人からの聞き取りや関係機関等への調査によって確認できた客観的な事実に基づいて、請求人世帯の自立更生のための費用を控除して原処分を行っていることが認められるから、原処分に不合理な点はなく、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年9月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日及び10月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施期間の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで本件をみると、処分庁は、本件各銀行口座に未申告の入金が多数あることを把握したところ、本件各銀行口座の入出金に係る金融機関への調査を実施し、請求人への数次にわたる聞き取りを経て、入金の原因を調査し、必要に応じて関係機関にも確認した上で、返還額から一定額を控除した上で原処分を行ったことが認められる。他方、請求人は、本件収入がインターネット上で不要品を売却したことによるものであること、詐欺被害に遭ったことによるものであることを主張するが、それを裏付ける説明や証拠資料の提出について、その機会があったにもかかわらず、十分に行われたとは言い難い。そうである以上、原処分に不合理な点はない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子